日本核燃料開発株式会社 平成30年度第2回保安検査報告書

平成30年11月 原子力規制委員会

目 次

1. 美	1
(1)保安検査実施期間(詳細日程は別添1参照)	
(2)保安検査実施者	1
2. 保安検査内容	1
3. 保安検査結果	1
(1)総合評価	1
(2)検査結果	2
(3)違反事項	4
4. 特記事項	4

1. 実施概要

- (1)保安検査実施期間(詳細日程は別添1参照) 平成30年9月4日(火)
- (2)保安検査実施者

東海·大洗原子力規制事務所

2. 保安検査内容

- (1)基本検査項目(下線は保安検査重点項目に基づく検査項目)
 - ①改善活動の取組状況に係る検査
 - ②保守管理等の実施状況に係る検査
- (2)追加検査項目 なし

3. 保安検査結果

(1)総合評価

今回の保安検査においては「改善活動の取組状況に係る検査」及び「保守管理等の 実施状況に係る検査」を基本検査項目として検査を実施した。

① 改善活動の取組状況に係る検査

自らの施設で発生した不適合事象に対し、適切な原因究明が行われ、再発防止 を確実にするための是正処置が行われているか、他の施設で得られた知見について、 自らの施設に適用すべきものは、予防処置として対応されているかについて検査した。

検査の結果、平成18年9月3日現在で12件の不適合事象が発生し、この対応 状況について適切に処置していることを確認した。また、そのうち3件の汚染事象につ いては、根本原因分析(RCA)を実施していることを確認した。

他の施設での知見からの予防処置については、日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター(当時)の燃料研究棟における核燃料物質の飛散に伴う作業員の被ばく事故(以下「燃研棟事故」という。)に鑑みて「適切な核燃料物質の保管管理」に関する予防処置として関連マニュアルの改訂を実施していることを確認した。

また、予防処置の教育訓練の一環として昨年度から実施している身体除染訓練 (皮膚汚染を想定)等を本年度も実施予定であることを確認した。

さらに、日本原子力研究開発機構の原子力科学研究所で発生した作業員の頭部負傷事故について、NFDの社内ネットワーク上に本事例の概要を掲示し注意喚起を図ったこと等の対策を取ったことを確認した。

② 保守管理等の実施状況に係る検査

他事業所での排気系統の未点検等を踏まえ、保安上重要な設備等に対して、保 守の計画が作成の上、それを実施するための体制が構築され、点検が適切に行われ ていることを検査した。

検査の結果、予防保全(高経年化対策の観点も含め)計画として、中長期計画「NFD施設予防保全計画書」が作成されており、これに基づき年度毎の予防保全年間計画を作成し、予防保全作業を実施していることを、各グループの平成30年度予防保全年間計画及び聴取により確認した。

定期的な自主検査については、平成29年度計画及び結果報告書により、施設の 定期的な自主検査の実施状況を確認した。

作業員の力量評価については、職員及び協力業者に対する力量管理が規定の評価要領により管理されていることを確認した。

スポット的に作業に参加する作業員については、事前に業務経歴調査書を作成し、力量を確認し、作業を割当てて実施していることを確認した。

(2)検査結果

- 1)基本検査項目
- ① 改善活動の取組状況に係る検査

施設で発生した不適合事象に対し、適切な原因究明が行われ、再発防止を確実にするための是正処置が行われているか、他の施設で得られた知見について、自らの施設に適用すべきものは、予防処置として対応されているかを検査した。また、これらの活動に対して必要に応じて有効性の評価を実施しているかを検査した。a. 平成18年の不適合に関する対応状況

i 平成18年に発生した不適合事象の対応状況

平成18年9月3日現在で12件の不適合事象が発生したが、いずれも「不適合管理・再発防止対策実施要領」に基づき、処置していることを不適合報告書、是正・予防処置報告書の事例及び聴取により確認した。

ii 連続発生した汚染事象に対する根本原因分析(RCA)について

3件の汚染事象(4月18日に作業靴の汚染、5月28日に綿手袋の汚染、5月31日に作業衣の汚染)が連続して発生したものであり、個々の事象につては、不適合処理の要領に基づき処理していることを、不適合報告書により確認した。

RCAについては、「不適合管理・再発防止対策実施要領」及びRCA実施時に使用する「RCA 様式1 時系列図」「RCA 様式2 背後要因図」「RCA 様式3 対策表」等に基づき実施していることを、3件の分析事例及び聴取により確認した。

- b. 他の施設で知見からの予防処置
 - i 平成29年度に発生した日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター (当時)の燃料研究棟における核燃料物質の飛散に伴う作業員の汚染事故(以下「燃研棟事故」という。)に鑑み、適切な核燃料物質の保管管理に関する予防処置として「核燃料物質等取扱実施要領」に保管時の安全対策として、保管

する試料の化学的、物理的性状を考慮した材質の保管容器を使用することを追記していることを確認した。

- ii 予防処置の教育訓練の一環として、燃研棟事故を踏まえ、マスクリークテスト (平成29年10月に追加実施)、身体除染訓練(平成30年1月に追加実施) を追加、身体汚染を想定した装備の脱衣訓練を平成30年1月30日に実施、 平成30年度も継続して汚染検査、除染訓練(皮膚汚染を想定)等を実施予 定であることを確認した。
- iii 日本原子力研究開発機構原子力科学研究所で発生した作業員の頭部負傷事故について、社内ネットワーク上に本事例の概要を掲示し注意喚起を図ったこと、全国安全週間の行事である全社安全集会の中で本件事象を詳しく説明し、関連する社内規程の内容をあらためて周知した。また、平成27年に社内で作成した「一般安全心得」を再読するよう指示したこと等を確認した。

② 保守管理等の実施状況に係る検査

他事業所での排気系統の未点検等を踏まえ、保安上重要な設備等に対して、 保守の計画が作成され、それを実施するための体制が構築され、点検が適切に行 われていることを検査した。

- a. 予防保全計画(高経年化対策)
 - •中長期計画

高経年化対策の観点も含め、NFD 施設予防保全計画書が保安管理部の主導で作成されており、これに基づき年度毎の予防保全年間計画が技術管理本部の主導で作成され、予防保全作業を実施していることを、各グループの平成3 O年度予防保全年間計画及び聴取により確認した。

- b. 定期的な自主検査
 - i 計画及び結果報告

「2017年度 保安規定に基づく施設の定期的な自主検査項目と結果 報告(計画)」「2017年度定期自主検査結果最終報告書」により施設の定期的な自主検査の実施状況を確認した。

また、各部、グループの定期的な自主検査の報告書及び聴取により計画的に実施していることを確認した。

- ii 作業員の力量評価
- (i)職員の力量管理

「災害防止上特に必要とする設備・機器の操作担当者・評価実施者の認定要領」に基づき実施されていることを「災害防止上特に管理を必要とする設備・機器の操作担当者・評価実施者認定」(個人の認定表のサンプル)及び聴取により確認した。

(ii)協力業者に対する力量管理

- ・保安規定に基づき、NFD職員とともに勤務する協力業者の作業員については、同様の評価要領により管理されていることを確認した。
- ・ スポット的に作業に参加する作業員については、事前に業務経歴調査書を作成し、作業を割当てて実施していることを確認した。

以上のことから、保安検査で確認した範囲においては、指摘事項等なく、異常がないことを確認した。

- 2)追加試験項目 なし
- (3)違反事項 なし
- 4. 特記事項 なし

(別添1)

保安検査日程

9月4日(火)
●初回会議
○改善活動の取組状況に係る検査
○保守管理等の実施状況に係る検査
●チーム会議
●まとめ会議 ●最終会議
TX TY Z LIX

※○:検査項目、●:会議等